

京都市 政策評価制度について  
( 答申案 )

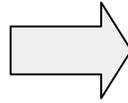
京都市政策・施策評価制度検討委員会

平成15年3月

## 【政策評価導入の背景と概要】

### 1, 2 自治体を取り巻く状況と行政評価の導入

行政需要の拡大と厳しい財政状況  
一層の説明責任  
新たな行財政運営のしくみづくり



行政評価導入の必要性  
を市政改革大綱に明記

### 3 政策評価が果たす役割

より効果的な政策の立案や市政の推進に資する

市民に対する説明責任

### 4 政策評価の具体的方法

評価の対象

- 市民参加で策定した京都市基本計画の政策体系をベースとして政策（26項目）施策（106項目）を対象

評価の手法

- 〔客観指標評価〕 各施策に指標を設定し、目標達成度や年次推移等で評価
- &
- 〔市民満足度評価〕 各施策について市民満足度調査を実施し、その結果に基づき評価

評価の主体

- 行政による評価を基本とし、評価の客観性の担保や制度の向上を図るため外部機関を設置し点検

評価の時期

- 8月までに評価、公表

### 5 評価結果の公表と活用

〔公表〕 評価結果を分かりやすく、かつ、速やかに公表

〔活用〕 予算、計画策定など行政活動全般に活用

## 1 京都市行政評価の導入の背景

### (1) 新たな行財政需要と厳しさを増す財政状況

近年，従来の行政需要に加え，環境対策，少子・長寿化対策など新たな行政需要も増大傾向にある。一方で，日本経済は高度成長から安定成長に入り，もはやかつてほどの右肩上がりの歳入状況は望めない。このギャップの下では全ての需要に応えることは不可能であり，自治体としてどの需要に応えるべきか取捨選択せざるを得ない。

特にこの平成不況の下，全国の自治体はいずれも極めて厳しい財政運営を強いられている。京都市においても，平成 13 年 10 月に「財政非常事態宣言」を発し，2 年間の緊急対応策を講じるに至っている。

この危機的状況に対応するため，市政推進に効果的な事業をより一層厳しく取捨選択し，効率的に執行できるように，従来の行財政システムを再構築することが喫緊の課題である。

### (2) 説明責任の充実

京都市基本構想に「京都市民は，公開された十分な情報を基に市政に責任をもってかわり，また，市政の方向性に関する議論に主体的に参加する。そのために行政は，市民の市政参加のしくみとかたちを早急に整えていく」と示されているように，京都市は，信頼とパートナーシップのまちづくりを市政運営の基本方針として掲げている。京都市政には，市民参加を最も充実した形で実現するための条件として，より一層の透明性の向上，さらなる説明責任の充実が求められている。

### (3) 政策自治体に求められる新たな行財政運営の仕組みづくり

京都市では京都新世紀市政改革大綱を定め，新たな発想，手法を採り入れた政策自治体としての市役所を目指し，21 世紀にふさわしい新しい行財政運営システムを構築することとしている。

具体的には、「これまで計画や予算中心であった行政過程に評価を加え、各行政管理活動の連携が十分に図れるように、本市全体の行政管理活動を鳥瞰的に捉え直し、統一した目標に向かって各活動が有機的に連携できるようにする」ものとされている。

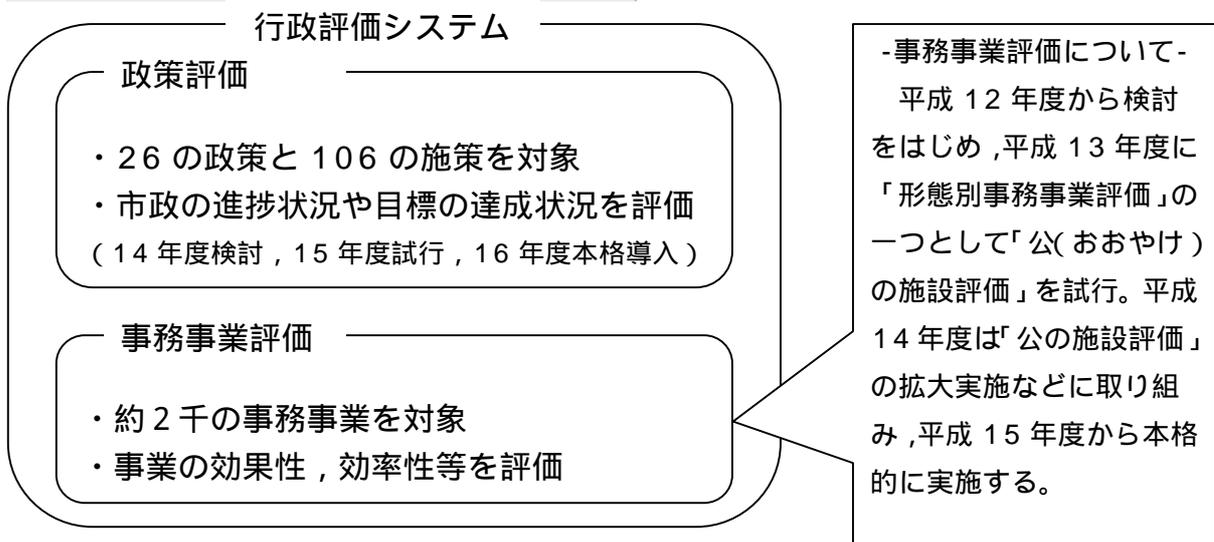
また、地方分権の流れを受けて、地方自治体には、事業を効率的に執行する能力だけでなく、地域の実情にあった政策を立案し、実現していく能力がこれまで以上に求められるようになってきていることから、このシステムづくりは急務である。

## 2 行政評価システムとは

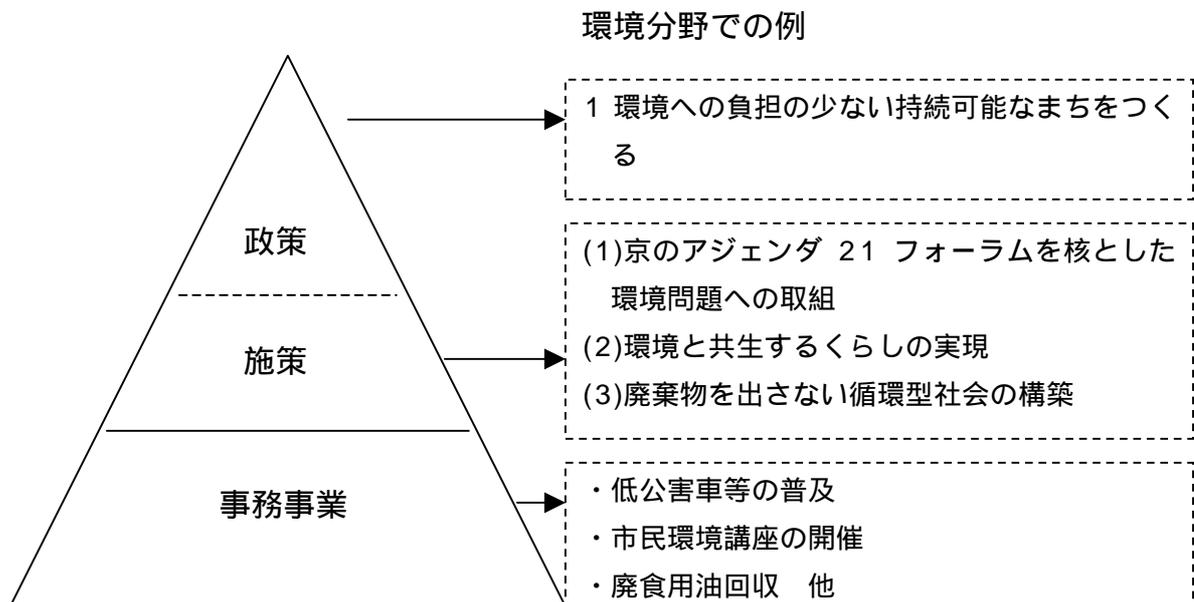
一般に行政評価とは、行政の行う活動について、定期的かつ継続的に、その効果等を把握し、これを基礎として有効性、効率性の観点から客観的な判定を行うことにより、行政活動を的確に行うための重要な情報を提供することとされている。

行政評価は、政策目的がどの程度達成されているかを評価する政策評価と、政策目的の実現手段である事務事業が適切に執行されているかどうかを評価する事務事業評価に分けられるが、政策評価と事務事業評価とを連携させることでより大きな効果を発揮し、行政運営の改善に資する事が期待される。

### 京都市の行政評価システム



## 基本計画をベースとした政策体系



### 3 政策評価が果たす役割

#### (1) 市政運営への貢献

政策評価は、行政が様々な活動を行った結果、市民にとっていかなる成果がもたらされたのかを、できる限り科学的・合理的な手法により把握しようとするものである。

市政の状況等の把握は、これまでの行政運営の中においても様々な形（計画策定、予算査定等）で行われているが、今回、導入を図る政策評価制度は、できる限り統一的な手法を用いることにより、市政推進状況に関する総合的・体系的な情報を得ようとするものである。新たに政策評価によって得られる情報が政策判断の材料となることにより、より効果的な政策の立案や市政の推進に資することが期待される。

また、議会活動にも活かされ、市政の充実に役立つと考えられる。

#### (2) 市民に対する説明責任

前述のように、パートナーシップによる市政の推進のためには、行政は、

住民に対して行政活動に関する説明責任を果たすよう求められる。

このため、市民の目線で評価された政策評価の結果が市民に分かりやすい形で公開され、市民の市政に対する関心や理解が深まることが重要である。

#### 4 政策評価の具体的方法

##### (1) 評価対象

政策評価は、市政が着実に推進されているかどうかを評価するものであることから、その対象は、市政全般を網羅しているものとすべきである。また、市民の分かりやすさという観点から、十分な市民参加（審議会、パブリックコメント等）を経て策定され、京都市民が目指すまちの姿全体を市民の視点で構成している京都市基本計画をベースに評価することが適当であると考えられる。

基本計画においては、基本構想に示された特定の行政課題に対応するために京都市政が目指すべき基本的な方向（政策：26項目）と、それらがより具体化され、京都市の行政活動の目標とされるもの（施策：106項目）とが記述されている。政策評価では、政策と施策とをそれぞれ評価する。

なお、現在対象とされているもの以外のものが、今後の京都市政の政策立案過程において政策又は施策として位置付けられた場合には、それも評価の対象とする。

##### (2) 施策の評価

###### 客観指標評価と市民満足度評価

評価は、市政の進捗状況に関し、客観的、かつ、どのような主体であっても理解しやすく定量的に示すものであることが望ましい。

このことから、まず、行政活動の成果や各施策の状況を客観的な数値により表現することが可能な指標を用いて評価する手法が考えら

れる。これを客観指標評価と呼ぶこととする。

一方、市民の目線に立った、市民本位の市政を推進するに当たって、「市民の満足度」は、成果や達成状況に関する極めて重要な情報である。そのため、市民の満足度調査を実施し、その結果による評価を行い、客観指標による評価とは別の評価手法とする。これを市民満足度評価と呼ぶ。

~~なお、必要に応じてこれらを補足する資料を採用し、評価の材料に不足を来たすことのないようにすべきである。~~

## 客観指標評価

### 【指標の設定】

客観指標の設定は、行政自ら行い、評価対象とする 106 の施策全てについてそれぞれ客観指標を設定する。施策の成果は様々な形で現れるため、施策の達成状況を適正に把握できるよう、施策の成果が直接反映される指標に限定せず、それに準じた指標も含め、可能なものは複数の指標を設定するものとする。ただし、分かりやすさという観点から、概ね 3 指標ぐらいを目安とすべきである。この場合、客観指標評価は、それぞれの指標について 5 段階で行った評価を総合的に勘案して行う。

なお、現在妥当と考えられる指標は別表の通りであるが、さらに充実させていく必要がある。

### 【評価の方法】

各指標について、毎年度の目標値を設定しその達成度を評価する方法や、中長期的な目標値に対する進捗状況で評価する方法、前年度比較や他都市との比較等により評価する方法など、それぞれの指標に適した評価方法とし、5 段階で評価する。

~~なお、具体的な指標は行政自ら考えるべきであるが、現時点で考えられる例を示すと、別表1のようになる。~~

## 客観指標評価の例

政策を構成している施策に、行政活動の成果や施策の進捗状況を示す指標を設定し、その目標達成度や年次推移などで評価します。

例 施策 「京のアジェンダ 21 フォーラム」を核とした環境問題への取組  
指標例 『京都市域からの二酸化炭素排出量』  
基準値 7,279 千 t (1990 年) 目標値 10%削減 (2010 年)  
評価 中長期的な目標値に対する進捗状況の評価

例 施策 犯罪や事故のない安全なまちづくり  
指標例 『交通事故発生件数』  
現在値 12,504 件 (平成 13 年)  
評価 前年度からの推移で評価

### 市民満足度評価

各施策の現状について、市民がどのように感じているかを定量的に把握し、5 段階で評価する。評価に市民の意識という尺度を加え、市民の視点に立った評価制度を確立しようとするもので、いわば、市民による評価とも言えるものである。

調査内容は、後述する外部機関からの提案を受けて設定することとし、市民の施策に関する感じ方が端的に表されるよう、かつ、回答者にとって答えやすく、過度の負担とならないものとなるよう留意する必要がある。

なお、調査は統計学的に有効な規模、手法とするのは当然のことながら、費用についても考慮し、評価制度に必要以上のコストをかけないよう留意する。



#### (4) 自己評価と外部機関による点検

市政改革大綱に掲げられているような政策自治体を目指し、より効果的な政策の立案や市政の推進に資するためには、事業の実施主体である行政自らが評価主体となることが妥当と考えられる。その際、職員一人一人がこの評価の目的、位置付けを明確に認識した上で、各施策の現状を把握し、次に何をすべきかを考えることが肝要である。

ただし、自己評価を基本とはしつつも、評価の客観性の担保や制度の向上を図ることを目的として、外部の機関を設置することが望ましい。外部機関は、学識経験者及び公募委員等で構成し、以下のような任務を負う。

- ・ 政策評価制度全般の充実に向けた提案を行う。
- ・ 行政が設定した客観指標や数値目標設定項目の選定について意見を述べる。
- ・ 市民満足度調査を行うに当たって、設問案について提案を行う。
- ・ 評価終了後、行政が行った自己評価の仕方について意見を述べ、翌年度に向け、行政の自己評価能力の向上に役立てる。

#### (5) スケジュール

評価結果を次年度の政策形成に反映させるためには、概ね以下のスケジュールによって行われることが適当である。

〔評価のスケジュール〕

前年度

当 初 指標（目標値）の設定

年度末 各種事業の執行終了

評価年度

4月～6月 指標に関する数値等の収集，  
市民満足度調査の設計・実施・分析

7月 評価調書の作成

8月 評価調書の公表

## 5 評価結果の公表と活用

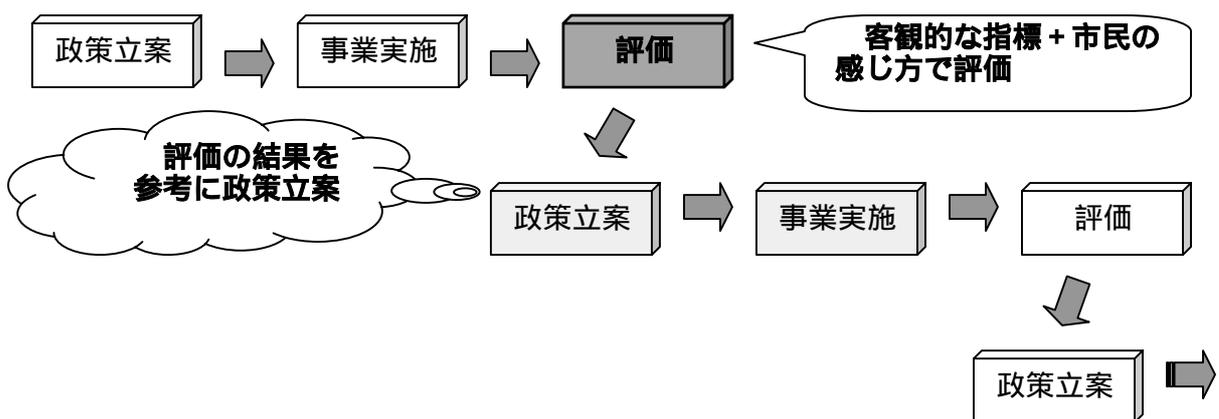
### (1) 公表

評価の結果は、できる限り速やかに公表し、各政策、施策についての簡潔な説明や、具体的な事務事業名を併せて示すなど、市民に分かりやすく簡潔なものとなるよう留意する。

### (2) 活用

評価の結果は、市の総合的な計画の策定・点検や予算編成方針の策定、各行政部門における毎年の施策の企画推進や中長期計画策定等において、重要な情報として適時的確に利用され、市政の推進に適切に活用される必要がある。

### 評価制度を組み入れた行政運営



京都市政策・施策評価検討委員会委員（敬称略五十音順）

金井 秀子（京都文教短期大学教授） 委員長

木田 喜代江（公認会計士） 副委員長

内藤 正明（京都大学大学院工学研究科教授）

新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）

町田 玲子（京都府立大学人間環境学部教授）

村松 岐夫（京都大学大学院法学研究科教授）

山岡 景一郎（京都府生活衛生同業組合協議会会長）